



婦人保護事業の強化について

令和3年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課母子家庭等自立支援室

「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」（中間まとめ）などを踏まえた現状

- 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていない。
- しかし、この間、「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化
平成13年にDV防止法、平成25年にストーカー規制法その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用
⇒売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界
- 昨今の動きとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化。
⇒こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていない。
- 「婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな制度が必要」との提言を踏まえた動き

■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 <抄>

(令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

I コロナ対策の中心に女性を

(2) 困難や不安を抱える女性への支援

○若い女性に対する官民連携での支援体制強化

経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や経済的支援の検討の必要性が高まっている。特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度間の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、**現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図るとともに、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。**【厚生労働省】

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ(令和元年10月)を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、**新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。**【厚生労働省】

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和3年6月18日 閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊娠婦や**困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援**、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。**…感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。

婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和4年度予算概算要求の全体像

R3予算： 23億円

→ R4概算要求： 27億円(婦人保護事業費)

R3予算：213億円の内数

→ R4概算要求：364億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算概算要求においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組に関する新規・拡充予算を計上。

1. 婦人保護事業費補助金【拡充】

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員を新たに配置するとともに、**心理療法担当職員を追加で配置**する。

併せて、**婦人保護施設入所者に係る一般生活費の基準単価を改善**し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

2. 児童虐待・DV対策等総合支援事業

① 婦人相談員活動強化事業【拡充】

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、**経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給**するとともに、**期末手当を支給し、適切な処遇を確保**する。

② 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】

関係機関の連携による支援の取組みを加速するため、自治体職員に専門的・技術的な助言・指導等を行うスーパーバイザーの地域協議会への配置や、調整機関に配置される調整担当者の研修受講機会の確保等を図る。

③ 民間団体支援強化・推進事業(仮称)【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、**官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進**する。

④ 若年被害女性等支援事業【拡充】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配、他機関の支援内容等に精通したコーディネーターの配置等を行う。

令和4年度予算概算要求
全体イメージ

婦人相談員

- ・支給する手当に経験年数加算を設定【新規(2-①)】
- ・期末手当を支給【新規(2-①)】

参画

- ・一般生活費単価改善【拡充(1)】

参画

婦人保護施設

- ・民間団体支援専門員の配置【新規(1)】
(相談対応、居場所・自立支援等の強化)
- ・心理療法担当職員の加配【拡充(1)】
(トラウマケアなど心理的なケアの強化)

支援に参画

婦人相談所

参画

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク
(地域協議会)

- ・婦人相談員を委嘱する市区単位で設置。
- ・関係機関等が情報交換、支援内容の協議を行い、連携・協働により、困難な問題を抱える女性への支援を展開。

助言・指導

スーパーバイザー
の配置
【新規(2-②)】

参画

市(特別区)

参画

都道府県

参画

連携・協働

民間団体

参画

民間団体

- ・コーディネーターの配置【新規(2-④)】
- ・相談対応職員の研修受講促進【新規(2-④)】
- ・個別対応職員による居場所支援【新規(2-④)】

参画

その他の関係機関

児童相談所、ワンストップ支援センター、警察、医療機関、保健所 等

- ・地域における多様な支援の担い手としてのNPO等民間団体の掘り起こし、育成・強化【新規(2-③)】

婦人保護施設措置費【拡充・一部推進枠】

	(R3 予算)	(R4 概算要求)
	23億円 →	27億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円 →	10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円 →	17億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県 (補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

<令和4年度概要要求における拡充内容>

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、若年女性を主な対象とした地域のNPO等の民間団体による支援の強化を図るため、婦人保護施設に民間団体支援専門員及び心理療法担当職員を追加で配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体支援専門員の配置加算(新設)

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員について、民間団体支援専門員として婦人保護施設に配置した場合に加算する。

<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

②心理療法担当職員の配置加算(拡充)

性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う心理療法担当職員を追加で婦人保護施設に配置した場合に加算する。

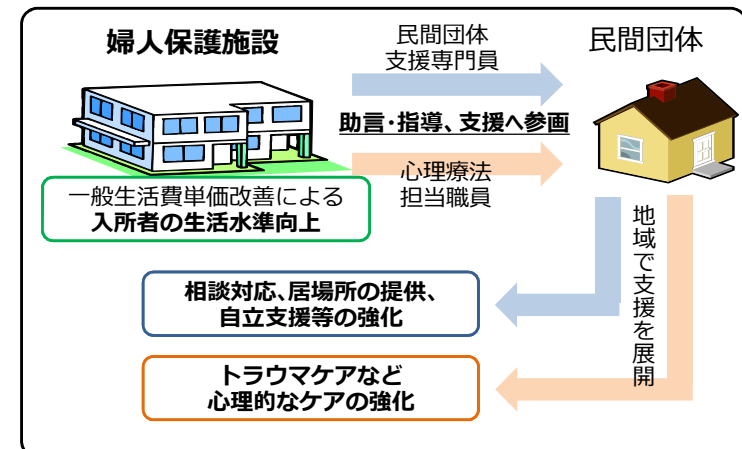
<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

③一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人相談員活動強化事業【拡充・一部推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

＜令和 4 年度概要要求における拡充内容＞

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、**期末手当を新たに支給**（手当月額の2.55月分）する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

(月額ベース： 197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

＜経験年数に応じた加算（新規）＞

[illegible][illegible]

＜期末手当加算（新規）＞

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額 504,130円、 研修未修了者：年額 392,440円

(事業の内容)

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

＜手当基準額＞ 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

(実施主体) 都道府県・市

(補助率) 国 5 / 1 0 (都道府県・市 5 / 1 0)

【全国会議における依頼事項 1】

■ 来年度予算について、概算要求の趣旨を踏まえた、次の対応の検討をお願いいたします。

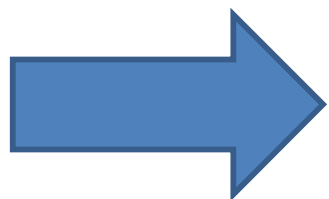
- ・ 婦人保護施設について、入所者の処遇改善、心理職の配置などの機能強化
- ・ **婦人相談員の処遇改善**
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業による地域の困難な問題を抱える女性支援ネットワークの構築
- ・ 若年被害女性等支援強化事業による困難な問題を抱える女性支援の民間団体の支援
- ・ 民間団体支援強化・推進事業（仮称）による女性支援の民間団体の掘り起こし・育成等

【全国会議における依頼事項 2】

■ 困難な問題を抱える女性支援における民間支援団体との連携の重要性にかんがみ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者を対象に、公的機関と民間支援団体が連携した支援ノウハウなどに関するセミナーを、全国6ブロックで実施予定（12月から来年3月に実施予定）

⇒ 自治体の皆様の積極的な参加、関心のある民間支援団体への参加依頼等をお願いいたします。

※詳細については、追って、ご連絡。



引き続き、詳細な行政説明を厚生労働省家庭福祉課担当より行います。